

令和2年第4回奥州市議会定例会付議事件

(令和2年11月27日)

- 議案第1号 令和2年度奥州市一般会計補正予算(第12号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第2号 奥州市新型コロナウイルス感染症対応中小企業融資金利子補給基金条例の制定について
- 議案第3号 地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第4号 公の施設の使用料の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第5号 奥州市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第6号 奥州市立幼稚園条例の一部改正について
- 議案第7号 奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第8号 奥州市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 奥州市勤労青少年ホーム条例の廃止について
- 議案第10号 江刺伝統文化等保存伝習館条例の廃止について
- 議案第11号 令和2年度奥州市一般会計補正予算(第13号)
- 議案第12号 令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 議案第13号 令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第14号 令和2年度奥州市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第15号 令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第16号 令和2年度奥州市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第17号 令和2年度奥州市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第18号 令和2年度奥州市病院事業会計補正予算(第4号)
- 報告第1号 物損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

## 議案第1号

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第12号）の専決処分に関し承認を  
求めることについて

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第12号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第21号

専 決 処 分 書

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年11月10日

奥州市長 小 沢 昌 記

## 議案第2号

### 奥州市新型コロナウイルス感染症対応中小企業融資金利子補給基金条例 の制定について

奥州市新型コロナウイルス感染症対応中小企業融資金利子補給基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が及ぼす影響により経営状況が悪化している市内中小企業者の円滑な資金調達を支援するための特例措置として行う中小企業融資金利子補給事業の財源に充てるため、奥州市新型コロナウイルス感染症対応中小企業融資金利子補給基金を設置しようとするものである。

奥州市新型コロナウイルス感染症対応中小企業融資金利子補給基金条例  
(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置が及ぼす影響により経営状況が悪化している市内中小企業者の円滑な資金調達を支援するための特例措置として行う中小企業融資金利子補給事業の財源に充てるため、奥州市新型コロナウイルス感染症対応中小企業融資金利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的に従って使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第3号

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴う関係  
条例の整理に関する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴う関係条例の整  
理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、同法の規定  
に準じて関係条例の延滞利率の特例及び延滞金の割合の特例に係る規定を整理する  
ため、本件条例を制定しようとするものである。

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(奥州市福祉医療資金貸付基金条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「当該特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に改める。

- (1) 奥州市福祉医療資金貸付基金条例（平成18年奥州市条例第66号）附則第3項
- (2) 奥州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（平成18年奥州市条例第68号）附則第3項
- (3) 奥州市介護保険高額サービス資金貸付基金条例（平成18年奥州市条例第70号）附則第3項
- (4) 奥州市肥育素牛選抜導入貸付事業基金条例（平成18年奥州市条例第328号）附則第3項

(奥州市市税外収入未納金等徴収条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

- (1) 奥州市市税外収入未納金等徴収条例（平成18年奥州市条例第97号）附則第3項
- (2) 奥州市介護保険条例（平成18年奥州市条例第194号）附則第10項
- (3) 奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年奥州市条例第281号）附則第2項
- (4) 奥州市農業集落排水事業分担金条例（平成18年奥州市条例第285号）附則第2項
- (5) 奥州市後期高齢者医療に関する条例（平成20年奥州市条例第6号）附則第3条

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

## 議案第4号

公の施設の使用料の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の  
制定について

公の施設の使用料の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

### 提案理由

公の施設の使用料の単価、設定区分等を改定し、もって施設利用者の負担の適正  
化を図るため、関係条例の整備をしようとするものである。

公の施設の使用料の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例  
(奥州市姉体地区センター条例の一部改正)

第1条 奥州市姉体地区センター条例（平成18年奥州市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料
講習室（和室）	200円	奥州市地区センター条例（平成24年奥州市条例第9号）別表第2に定める付加使用料の適用区分1の規定を準用する。
集会室（和室）	200円	
調理実習室	200円	
健康相談室	200円	
農事研修室	200円	

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(水沢地域交流館条例の一部改正)

第2条 水沢地域交流館条例（平成18年奥州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

第10条第2項中「前条の規定にかかわらず同条各号に掲げる額の範囲内において」を「別表に定める額の範囲内において」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条、第10条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		冷房	暖房
サロン	200円	100円	100円
会議室1	200円	100円	100円

会議室 2	200円	100円	100円
和室	200円	100円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(供養塚体育館条例の一部改正)

第3条 供養塚体育館条例（平成18年奥州市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分		基本使用料	付加使用料
			照明
体育室	全面使用の場合	600円	200円
	片面使用の場合	300円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(渡辺記念館条例の一部改正)

第4条 渡辺記念館条例（平成18年奥州市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料
		照明
ホール	500円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（衣川セミナーハウス条例の一部改正）

第5条 衣川セミナーハウス条例（平成18年奥州市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		冷房	暖房
和室	200円		100円
大ホール	400円		200円
小ホール	200円	100円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（奥州市江刺生涯学習センター条例の一部改正）

第6条 奥州市江刺生涯学習センター条例（平成18年奥州市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第8条中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		冷暖房設備	調理用設備
研修室201	200円	100円	100円
研修室202	200円	100円	
研修室203	200円	100円	
研修室204	200円	100円	
研修室205	200円	100円	

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（俳句の庵条例の一部改正）

第7条 俳句の庵条例（平成18年奥州市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第12条を第16条とする。

第11条第1項中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 第10条第1項の規定に基づき、利用料金を収受すること。
- (8) 第11条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。
- (9) 第12条ただし書の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を還付すること。

第11条第3項中「第6号まで」の次に「、第8号及び第9号」を加え、同条を第15条とする。

第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

（利用料金）

第10条 市長は、庵の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に庵の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者が利用料金を収受する場合における前条の規定の適用については、同条中「別表に掲げる使用料」とあるのは、「指定管理者が定める利用料金」とする。

（使用料の減免）

第11条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第15条第3項の規定により定めた基準による。次条において同じ。）により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条、第10条関係）

基本使用料	付加使用料
	暖房
200円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（奥州市牛の博物館条例の一部改正）

第8条 奥州市牛の博物館条例（平成18年奥州市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表中「区分」を「使用区分」に、「20人」を「15人」に改め、同表備考2(3)を削る。

（前沢ふれあいセンター条例の一部改正）

第9条 前沢ふれあいセンター条例（平成18年奥州市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第9条第2項中「別表第1又は別表第2」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分			使用料（単位：円）					
			午前9時から			午後1時から		午後5時から
			午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	10,500	21,000	34,100	10,500	23,600	13,100
		その他の日	8,800	17,600	28,600	8,800	19,800	11,000
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	13,600	27,300	44,300	13,600	30,600	17,000
		その他の日	11,400	22,800	37,100	11,400	25,700	14,300
	1,000円を超え2,000円以下の	土曜日及び休日	15,700	31,500	51,100	15,700	35,400	19,600
		その他の日	13,200	26,400	42,900	13,200	29,700	16,500

入場料を徴収する場合	日							
2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	18,900	37,800	61,300	18,900	42,400	23,500	
	その他の日	15,800	31,600	51,400	15,800	35,600	19,800	
3,000円を超える入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	21,000	42,000	68,200	21,000	47,200	26,200	
	その他の日	17,600	35,200	57,200	17,600	39,600	22,000	
第1楽屋		550	1,100	1,900	550	1,300	820	
第2楽屋		550	1,100	1,900	550	1,300	820	
第3楽屋		550	1,100	1,900	550	1,300	820	
リハーサル室（1時間につき）		200	200	200	200	200	200	
第1研修室（1時間につき）		200	200	200	200	200	200	
第2研修室（1時間につき）		200	200	200	200	200	200	
第1和室（1時間につき）		200	200	200	200	200	200	
第2和室（1時		200	200	200	200	200	200	

間につき)						
ホワイエ（1時間につき）	200	200	200	200	200	200
エントランスホール（1時間につき）	200	200	200	200	200	200
野外ステージ（1回につき）	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日、1月2日及び1月3日をいう。
- 3 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は、行わないものとする。
- 4 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 5 入場料を徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的でホールを使用する場合は、3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 6 リハーサル室、研修室、和室、ホワイエ、エントランスホール又は野外ステージにおいて、入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 7 ホールを専ら準備、撤去又は練習のために使用する場合は、この表に定める額の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 8 冷暖房を使用する場合は、ホールについては入場料を徴収しない場合の使用料の額の2分の1の額を、楽屋については使用料の額の2分の1の額を、1時間当たりの使用料が定められている施設については1時間につき100円を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 9 1時間当たりの使用料が定められている施設において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 10 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1

時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時から午後9時までの場合及び午後9時後の場合は午後5時から午後9時までの使用料の額（備考6の適用がある場合は、その適用後の額）の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。

11 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（胆沢文化創造センター条例の一部改正）

第10条 胆沢文化創造センター条例（平成18年奥州市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分			使用料（単位：円）					
			午前9時から			午後1時から		午後5時から
			午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
大ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	13,200	26,400	42,900	13,200	29,700	16,500
		その他の日	11,000	22,000	35,700	11,000	24,700	13,700
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	17,100	34,300	55,700	17,100	38,600	21,400
		その他の日	14,300	28,600	46,400	14,300	32,100	17,800
	1,000円を超え2,000円以下	土曜日及び休日	19,800	39,600	64,300	19,800	44,500	24,700
		その他の日	16,500	33,000	53,500	16,500	37,000	20,500

	下の入場料を徴収する場合	他の日						
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	23,700	47,500	77,200	23,700	53,400	29,700
		その他の日	19,800	39,600	64,200	19,800	44,400	24,600
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	26,400	52,800	85,800	26,400	59,400	33,000
		その他の日	22,000	44,000	71,400	22,000	49,400	27,400
小ホール	入場料を徴収しない場合又は500円以下の入場料を	土曜日及び休日	4,400	8,800	14,800	4,400	10,400	6,000
		その他の日	2,900	6,400	11,300	3,500	8,400	4,900

徴収する 場合							
500円 を超え 1,000 円以下 の入場 料を徴収 する場合	土曜 日及 び休 日	6,600	13,200	22,200	6,600	15,600	9,000
	その 他の 日	4,300	9,600	16,900	5,200	12,600	7,300
1,000 円を超え 2,000 円以下 の入場 料を徴収 する場合	土曜 日及 び休 日	7,900	15,800	26,600	7,900	18,700	10,800
	その 他の 日	5,200	11,500	20,300	6,300	15,100	8,800
2,000 円を超え る入 場料を徴 収する場 合	土曜 日及 び休 日	8,800	17,600	29,600	8,800	20,800	12,000
	その 他の 日	5,800	12,800	22,600	7,000	16,800	9,800
楽屋 1		700	1,400	2,500	700	1,800	1,100
楽屋 2		570	1,100	2,100	610	1,600	990
楽屋 3		440	800	1,500	440	1,100	660

主催者控室	440	800	1,500	440	1,100	660
楽屋事務室	440	800	1,500	440	1,100	660
作業室兼控室	1,010	2,100	3,900	1,140	2,900	1,760
シャワー室	440	800	1,400	440	900	550
スタジオルーム（ 1時間につき）	330			440		550
和室会議室（1時 間につき）	200	200	200	200	200	200
研修室1（1時間 につき）	200	200	200	200	200	200
研修室2（1時間 につき）	200	200	200	200	200	200
創作室（1時間に つき）	200	200	200	200	200	200
大ホールホワイエ	750	1,500	2,500	750	1,700	1,000

#### 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日、1月2日及び1月3日をいう。
- 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は、行わないものとする。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 楽屋は、大ホール及び小ホールを使用する場合のみ使用できるものとする。
- 入場料を徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的でホールを使用する場合は、大ホールについては3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とし、小ホールについては2,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 和室会議室、研修室、創作室又は大ホールホワイエにおいて、入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 大ホール又は小ホールを専ら準備、撤去又は練習のために使用する場合は、この表に定める額の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

- 9 冷暖房を使用する場合は、ホールについては入場料を徴収しない場合の使用料の額の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を、楽屋、主催者控室、楽屋事務室、作業室兼控室及び大ホールホワイエについては使用料の額の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を、1時間当たりの使用料が定められている施設については1時間につき100円を加算した額とする。
- 10 1時間当たりの使用料が定められている施設において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 11 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時から午後9時までの場合及び午後9時後の場合は午後5時から午後9時までの使用料の額（備考7の適用がある場合は、その適用後の額）の1時間当たりの額を加算した額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 12 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（奥州市文化会館条例の一部改正）

第11条 奥州市文化会館条例（平成18年奥州市条例第128号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分			使用料（単位：円）					
			午前9時から			午後1時から		午後5時から
			午後1時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで
大ホール 1500	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	27,300	51,300	91,100	29,800	71,900	50,100
		その他の日	23,500	44,500	75,700	26,000	59,000	39,600

1,000 円以 下の 入場 料を 徴収 する 場合	土曜 日及 び休 日	36,000	69,200	118,80 0	40,900	93,400	62,900
	その 他の 日	31,100	58,100	99,400	33,500	77,300	52,400
1,000 円を 超え 3,000 円以 下の 入場 料を 徴収 する 場合	土曜 日及 び休 日	47,400	86,200	147,40 0	48,400	113,40 0	77,700
	その 他の 日	37,400	70,400	120,00 0	40,900	93,400	62,900
3,000 円を 超え 5,000 円以 下の 入場 料を 徴収 する 場合	土曜 日及 び休 日	54,600	101,00 0	173,60 0	57,700	134,70 0	92,000
	その 他の 日	44,700	83,700	144,40 0	48,400	112,60 0	76,800
5,000 円を 超え る入 場料 を徴 収す	土曜 日及 び休 日	62,100	117,00 0	200,60 0	68,000	156,60 0	106,00 0
	その 他の 日	52,100	97,200	167,00 0	55,900	129,90 0	88,500

	る場合							
大ホール 984	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	17,900	33,600	59,600	19,500	47,000	32,800
		その他の日	15,400	29,100	49,500	17,000	38,600	25,900
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	23,600	45,300	77,800	26,800	61,200	41,200
		その他の日	20,300	38,000	65,100	22,000	50,700	34,400
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	31,000	56,300	96,500	31,600	74,300	51,000
		その他の日	24,500	46,100	78,600	26,800	61,200	41,200
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収	土曜日及び休日	35,800	66,200	113,800	37,800	88,200	60,300
		その他の日	29,200	54,700	94,400	31,600	73,700	50,300

	する 場合							
	5,000 円を 超え る入 場料 を徴 収す る場 合	土曜 日及 び休 日	40,700	76,700	131,50 0	44,600	102,60 0	69,500
		その 他の 日	34,100	63,700	109,40 0	36,700	85,200	58,000
中 ホ ー ル 50 4	入場 料を 徴収 しな い場 合	土曜 日及 び休 日	9,100	16,800	27,800	9,600	21,300	14,100
		その 他の 日	6,000	11,500	20,400	6,800	16,200	11,300
	1,000 円以 下の 入場 料を 徴収 する 場合	土曜 日及 び休 日	9,600	18,300	32,300	10,800	25,500	17,600
		その 他の 日	7,900	15,100	26,400	8,900	20,800	14,300
	1,000 円を 超え 3,000 円以 下の 入場 料を 徴収 する 場合	土曜 日及 び休 日	17,400	32,000	54,400	18,200	41,900	28,400
		その 他の 日	12,200	23,200	41,200	13,600	32,600	22,700

	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	21,200	38,700	65,600	21,800	50,400	34,200
		その他の日	14,600	27,400	49,100	15,900	38,800	27,300
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	24,800	45,300	76,800	25,600	59,000	40,000
		その他の日	17,000	31,600	57,100	18,200	45,100	32,000
中ホール00	入場料を徴収しない場合		4,900	9,000	15,400	5,100	11,900	8,200
	1,000円以下の入場料を徴収する場合		5,300	9,900	17,000	5,700	13,200	9,000
	1,000円を超える入場料を徴収する場合		9,100	16,800	28,800	9,600	22,300	15,200
展示室	入場料を徴収しない場合		4,000	7,300	12,700	4,200	9,900	6,800
	1,000円以下の入場料を徴収する場合		4,500	8,200	14,100	4,700	10,800	7,400
	1,000円を超える入場料を徴収する場合		7,500	13,900	23,800	8,000	18,500	12,600
リハーサル室			4,620	8,300	14,100	4,620	10,700	7,370

第1会議室	1,760	3,100	5,000	1,760	3,700	2,420
第2会議室	1,760	3,100	5,000	1,760	3,700	2,420
第1楽屋	1,210	2,100	3,600	1,210	2,700	1,870
第2楽屋	880	1,500	2,600	880	1,900	1,320
第3楽屋	1,210	2,100	3,600	1,210	2,700	1,870
第4楽屋	880	1,500	2,600	880	1,900	1,320
第5楽屋	880	1,500	2,600	880	1,900	1,320
第1練習室	1,430	2,600	4,500	1,540	3,500	2,420
第2練習室	1,210	2,200	3,800	1,320	2,900	1,980
第3練習室	990	1,800	3,200	1,100	2,500	1,760
第1和室	1,100	1,900	3,200	1,100	2,400	1,650
第2和室	1,210	2,100	3,600	1,210	2,700	1,870
第3和室	770	1,300	2,300	770	1,700	1,210
屋外ステージ（1回につき）	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

#### 備考

- 「大ホール1500」とは、大ホール全席を使用する場合、「大ホール984」とは、大ホール2階席を閉鎖し、1階席のみを使用する場合、「中ホール00」とは、中ホールを展示の目的で使用する場合、「中ホール504」とは、中ホールを「中ホール00」として使用する場合以外の場合をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日、1月2日及び1月3日をいう。
- 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は、行わないものとする。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 楽屋は、大ホール又は中ホール504を使用する場合のみ使用できるものとする。
- 大ホール、中ホール又は展示室において、入場料を徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、大ホール1500、大ホール984及び中ホール504については5,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額の1.1倍の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、中ホール00及び展示室については1,000円

を超える入場料を徴収する場合の使用料の額の6倍の額とする。

- 8 リハーサル室、会議室、練習室、和室又は屋外ステージにおいて、入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 9 大ホール、中ホール504の舞台、中ホール00又は展示室を専ら準備、撤去又は練習のため使用する場合は、この表に定める額（備考7の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 10 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時から午後10時までの場合及び午後10時後の場合は午後5時から午後10時までの使用料の額（備考7又は備考8の適用がある場合は、その適用後の額）の1時間当たりの額の2.5倍の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を加算した額とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 11 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（江刺体育文化会館条例の一部改正）

第12条 江刺体育文化会館条例（平成18年奥州市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第10条関係）

使用区分		使用料（単位：円）							
		午前9時から			午後1時から		午後6時から	冷房施設	暖房施設
		午後1時まで	午後6時まで	午後10時まで	午後6時まで	午後10時まで	午後10時まで	1時間当たり	1時間当たり
ホール	入場料を徴収しない場合	9,900	23,100	33,000	13,200	30,800	17,600	3,080	2,750

1,000 円以 下の 入場 料を 徴収 する 場合	12,80 0	30,00 0	42,90 0	17,10 0	40,00 0	22,80 0	3,080	2,750
1,000 円を 超え 2,000 円以 下の 入場 料を 徴収 する 場合	14,80 0	34,60 0	49,50 0	19,80 0	46,20 0	26,40 0	3,080	2,750
2,000 円を 超え 3,000 円以 下の 入場 料を 徴収 する 場合	17,80 0	41,50 0	59,40 0	23,70 0	55,40 0	31,60 0	3,080	2,750
3,000 円を 超え る入 場料 を徴 収す	19,80 0	46,20 0	66,00 0	26,40 0	61,60 0	35,20 0	3,080	2,750

る場合									
会議室（1時間につき）	200	200	200	200	200	200			100
第1楽屋	550	1,100	1,650	550	1,100	550	100		100
第2楽屋	550	1,100	1,650	550	1,100	550	100		100
第3楽屋	550	1,100	1,650	550	1,100	550	100		100

#### 備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は、行わないものとする。
- 3 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 4 入場料を徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的でホールを使用する場合は、3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 5 会議室又は楽屋において、入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 6 ホールを専ら準備、撤去又は練習のために使用する場合は、この表に定める額の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 7 会議室において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 8 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後6時までの場合は午後1時から午後6時までの、午後6時から午後10時までの場合及び午後10時後の場合は午後6時から午後10時までの使用料の額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額）の1時間当たりの額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を加算した額とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 9 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(後藤伯記念公民館条例の一部改正)

第13条 後藤伯記念公民館条例(平成18年奥州市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第4条中「12月29日から翌年の1月3日までの日」を「次に掲げる日」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

使用区分	基本使用料	付加使用料		
		冷房	暖房	照明
日本間	200円	100円	100円	0円
会議室	200円	100円	100円	0円
第1ホール	500円		200円	100円
第2ホール	400円		200円	0円

備考

- 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(奥州市郷土資料館条例の一部改正)

第14条 奥州市郷土資料館条例(平成18年奥州市条例第132号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第8条、第9条関係)

1 奥州市武家住宅資料館

使用区分		料金
使用料	使用時間が4時間以下の場合	1回につき550円
	使用時間が4時間を超える場合	1回につき1,100円

備考 暖房設備を使用する場合は、実費を基準として市長が定める額を別に徴収する。

## 2 胆沢郷土資料館

使用区分		料金	
		個人	15人以上の団体
入場に係る 使用料	小学校児童及び中学校生徒	50円	1人につき30円
	高等学校生徒及び学生	100円	1人につき50円
	一般	200円	1人につき100円

備考 小学校就学の始期に達するまでの者並びに奥州市、北上市、金ヶ崎町及び西和賀町内の小学校児童及び中学校生徒の入場に係る使用料は、無料とする。

## 3 衣川歴史ふれあい館

使用区分		料金	
		個人	15人以上の団体
入場に係る 使用料	児童及び生徒	200円	1人につき100円
	一般	350円	1人につき200円
研修室使用 料	午前9時から正午まで	770円	
	正午から午後4時まで	770円	
	午後4時から午後10時まで	990円	
	午前9時から午後4時まで	1,320円	
	正午から午後10時まで	1,650円	
	午前9時から午後10時まで	2,820円	

備考

- 小学校就学の始期に達するまでの者並びに奥州市、北上市、金ヶ崎町及び西和賀町内の小学校児童及び中学校生徒の入場に係る使用料は、無料とする。
- 研修室において暖房設備を使用する場合は、実費を基準として市長が定める額を別に徴収する。

(奥州市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正)

第15条 奥州市埋蔵文化財調査センター条例（平成18年奥州市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「300円」に、「100円」を「150円」に改める。

(水沢体育館条例の一部改正)

第16条 水沢体育館条例（平成18年奥州市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料

					全面使用の場合	片面使用の場合	
体育館	貸切使用の場合（1時間までごと）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	150円	<p>1 照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。</p> <p>(1) 全面使用の場合 300円</p> <p>(2) 片面使用の場合 150円</p> <p>2 放送設備を使用するときは、一式1回につき1,100円を徴収する。</p> <p>3 ステージ照明を使用するときは、1時間までごとに270円を徴収する。</p> <p>4 設備以外の器具、器材の持込みにより電気</p>
				一般	600円	300円	
			その他の催しに使用する場合		1,200円	600円	
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円	
			一般	1,200円	600円		
	その他の催しに使用する場合		営利を目的としない場合	1,800円	900円		
			営利を目的とする場合	6,000円	3,000円		
個人使用の場合（1人1回の入場につき）				児童及び生徒	50円		

		一般	110円	を使用するときは、1回路につき110円を徴収する。
会議室（1回の使用につき）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	1室につき160円	設備以外の器具、器材の持込みにより電気を使用するときは、1回路につき110円を徴収する。
		その他の催しに使用する場合	1室につき270円	
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	1室につき450円	
		その他の催しに使用する場合	1室につき910円	

備考

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（江刺中央体育館条例の一部改正）

第17条 江刺中央体育館条例（平成18年奥州市条例第136号）の一部を次のよう

に改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

1 基本使用料

使用区分					使用料		
					全面使用の場合	片面使用の場合	
アリーナ	貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円	
				一般	1,200円	600円	
			その他の催しに使用する場合	2,400円	1,200円		
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1,200円	600円	
				一般	2,400円	1,200円	
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	3,600円	1,800円	
	個人使用の場合（1人1回の入場につき）				児童及び生徒	110円	
					一般	220円	
	コミュニティホール	貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1室につき110円	
					一般	1室につき220円	

		その他の催しに使用する 場合	1室につき440円	
	入場料 を徴収 する場 合等	アマチュアス ポーツ、サー クル活動又は レクリエーシ ョンに使用す る場合	児童及び 生徒	1室につき220円
			一般	1室につき440円
		その他の催し に使用する場 合	営利を目 的としな い場合	1室につき660円
			営利を目 的とする 場合	1室につき1,320 円
	個人使用の場合（1人1回の入 場につき）		児童及び 生徒	50円
			一般	110円
レク リエ ーシ ョン ルー ム	貸切使 用の場 合（1 時間ま でごと に）	アマチュアスポーツ、サークル活 動又はレクリエーションに使用す る場合	1室につき110円	
		その他の催しに使用する場合	1室につき220円	
小会 議室	貸切使 用の場 合（1 時間ま でごと に）	アマチュアスポーツ、サークル活 動又はレクリエーションに使用す る場合	110円	
		その他の催しに使用する場合	220円	
会議 室	貸切使 用の場 合（1 時間ま でごと に）	アマチュアスポーツ、サークル活 動又はレクリエーションに使用す る場合	1室につき110円	
		その他の催しに使用する場合	1室につき220円	
ミー ティ	貸切使 用の場 合	アマチュアスポーツ、サークル活 動又はレクリエーションに使用す	1室につき110円	

ング ルー ム	合（1 時間ま でごと に）	る場合	
		その他の催しに使用する場合	1室につき220円
トレ ーニ ング ルー ム	個人使用の場合（1人1回の入 場につき）	児童及び 生徒	110円
		一般	220円

## 2 付加使用料

使用区分			使用料
アリーナ	照明設備（1時 間までごとに）	全面使用の場合	800円
		半面使用の場合	400円
	冷房設備（1時間までごとに）		220円
	暖房設備（1時間までごとに）		550円
	放送設備（一式1回につき）		600円
コミュニテイ ホール	照明設備（1時間までごとに）		110円
	冷房設備（1時間までごとに）		110円
	暖房設備（1時間までごとに）		110円
レクリエーシ ョンルーム	冷房設備（1時間までごとに）		110円
	暖房設備（1時間までごとに）		110円
小会議室	冷房設備（1時間までごとに）		110円
	暖房設備（1時間までごとに）		110円
会議室	冷房設備（1時間までごとに）		110円
	暖房設備（1時間までごとに）		110円
ミーティング ルーム	冷房設備（1時間までごとに）		110円
	暖房設備（1時間までごとに）		110円

### 備考

- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、トレーニングルームの使用

料及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

6 付加使用料のうち、備品及び電気設備の使用料の額は、規則で定める。

7 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（江刺西体育館条例の一部改正）

第18条 江刺西体育館条例（平成18年奥州市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

1 基本使用料

使用区分					使用料	
					全面使用の場合	半面使用の場合
体育室	貸切使用の場合（1時間までごと）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円
				一般	1,200円	600円
			その他の催しに使用する場合		2,400円	1,200円
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1,200円	600円
				一般	2,400円	1,200円
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	3,600円	1,800円
			営利を目的とする場合	7,200円	3,600円	
	個人使用の場合（1人1回の入場				児童及び	110円

	につき)	生徒	
		一般	220円
会議室	貸切使用の場合（1時間までごとに）		300円
研修室	貸切使用の場合（1時間までごとに）		300円
ミーティングルーム	貸切使用の場合（1時間までごとに）		300円

## 2 付加使用料

使用区分			使用料
体育室	照明設備（1時間までごとに）	全面使用の場合	800円
		半面使用の場合	400円
	暖房設備（1時間までごとに）		1,150円
	放送設備（一式1回につき）		570円
会議室	暖房設備（1時間までごとに）		110円
研修室	暖房設備（1時間までごとに）		110円
ミーティングルーム	暖房設備（1時間までごとに）		110円

### 備考

- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(衣川社会体育館条例の一部改正)

第19条 衣川社会体育館条例（平成18年奥州市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用区分					基本使用料		付加使用料
					全面使用の場合	片面使用の場合	
体育館	貸切使用の場合（1時間までごと）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	150円	1 放送施設を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 2 照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 全面使用の場合 300円 (2) 片面使用の場合 150円
				一般	600円	300円	
			その他の催しに使用する場合		1,200円	600円	
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円		
			一般	1,200円	600円		
			その他の催しに使用	営利を目的としない	1,800円	900円	

		する場合	場合		
			営利を目的とする場合	6,000円	3,000円
	個人使用の場合（1人1回の入場につき）			50円	
会議室（1時間までごとに）	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合		1室につき 200円	照明設備を使用するときは、1室につき100円を徴収する。	
	その他の催しに使用する場合		1室につき 400円		

備考

- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（江刺武道館条例の一部改正）

第20条 江刺武道館条例（平成18年奥州市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第3項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料
------	-------	-------

		全面使用 の場合	片面使用 の場合	
体育室（ 貸切使用 1時間ま でごと に）	一般	1,150円	570円	照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 全面使用の場合 1,150円 (2) 片面使用の場合 570円
	児童及び 生徒	570円	280円	

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(江刺地域スポーツ広場条例の一部改正)

第21条 江刺地域スポーツ広場条例（平成18年奥州市条例第140号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設	使用区分		基本使用料	付加使用料
				照明
岩谷堂地区総 合運動場	体育室	全面使用の場合	600円	200円
		片面使用の場合	300円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、

備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。

4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(前沢スポーツセンター条例の一部改正)

第22条 前沢スポーツセンター条例（平成18年奥州市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第8条中「別表第1又は別表第2」を「別表」に改める。

第9条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分					基本使用料		付加使用料
					全面使用の場合	片面使用の場合	
体育館	貸切使用の場合（1時間までごと）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	150円	照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。  (1) 全面使用の場合 300円 (2) 片面使用の場合 150円
				一般	600円	300円	
			その他の催しに使用する場合		1,200円	600円	
			入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに	児童及び生徒	600円	
				一般	1,200円	600円	

			使用する 場合			
			その他 の催し に使用 する場 合	営利を目 的としな い場合	1,800 円	900円
				営利を目 的とする 場合	6,000 円	3,000 円
グラ ウンド	貸切 使用の場 合（ 1時間ま でごと に）	入場 料を 徴収 しな い場 合	アマチ ュアス ポーツ 、サー クル活 動又は レクリ エーシ ョンに 使用す る場合	児童及び 生徒	130円	60円
				一般	260円	130円
			その他の催しに使用 する場合		520円	260円
	入場 料を 徴収 する 場合 等	アマチ ュアス ポーツ 、サー クル活 動又は レクリ エーシ ョンに 使用す る場合	児童及び 生徒	260円	130円	
			一般	520円	260円	
		その他 の催し に使用 する場 合	営利を目 的としな い場合	780円	390円	
			営利を目 的とする 場合	1,560 円	780円	

		場合	
管理棟（1時間まで ごとに）	アマチュアスポー ツ、サークル活動 又はレクリエーシ ョンに使用する場 合	150円	暖房を使用 するときは 、1時間ま でごとに、 基本使用料 の額の2分 の1の額（ 10円未満の 端数が生じ た場合は、 これを切り 捨てた額） を徴収する 。
	その他の催しに使 用する場合	300円	

備考

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（前沢グリーンアリーナ条例の一部改正）

第23条 前沢グリーンアリーナ条例（平成18年奥州市条例第142号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料
------	-------	-------

				全面使用の場合	片面使用の場合	
グリーンアリーナ（貸切使用1時間までごと）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	150円	<p>1 照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。</p> <p>(1) 全面使用の場合 300円</p> <p>(2) 片面使用の場合 150円</p> <p>2 放送設備を使用するときは、一式1回につき220円を徴収する。</p>
			一般	600円	300円	
		その他の催しに使用する場合		1,200円	600円	
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円	
			一般	1,200円	600円	
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1,800円	900円	
営利を目的とする場合	6,000円		3,000円			
トレーニングルーム（1人1回の入場に	4月1日から11月30日までの期間	児童及び生徒	50円			
		一般	110円			
	12月1日から翌年の3月31日までの期間	児童及び生徒	70円			
		一般	160円			

つき)				
テニスコート（コート1面当たり1時間までごとに）	児童及び生徒		110円	照明設備を使用するときは、1コート30分までごとに330円を徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。
	一般		220円	

備考

- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、トレーニングルームの使用料及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（前沢いきいきスポーツランド条例の一部改正）

第24条 前沢いきいきスポーツランド条例（平成18年奥州市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条、第9条関係）

使用区分				基本使用料	付加使用料
野球場	1時間	入場料を徴収	児童及び生徒	270円	1 会議室を使用するときは、1時間まで

	で ご と に	しない 場合	一般	550円	<p>ごとに110円を徴収する。</p> <p>2 スコアボードを使用するときは、1試合につき1,100円を徴収する。</p> <p>3 放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。</p> <p>4 シャワーを使用するときは、1回につき50円を徴収する。</p> <p>5 夜間照明設備を使用するときは、1時間につき3,300円を徴収する。</p>
		入場料 を徴収 する場 合	児童及 び生徒	820円	
			一般	1,650円	
テニス コート	1面につき1 時間までご とに	児童及 び生徒	110円	照明設備を使用するときは、1面につき30分までごとに330円を徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。	
		一般	220円		
練習用 テニス コート	1時間までご とに	児童及 び生徒	50円		
		一般	110円		
多目的 グラウ ンド	1時間までご とに	児童及 び生徒	130円		
		一般	260円		
パーク ゴルフ 場	1人1回につ き	児童及 び生徒	110円	<p>パークゴルフ用具を使用するときは、1人1回につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。</p> <p>(1) 児童及び生徒 50円</p> <p>(2) 一般 110円</p>	
		一般	220円		

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

別表第2（第8条、第9条関係）

前沢B&G海洋センター

使用区分					基本使用料		付加使用料
					全面使用の場合	片面使用の場合	
体育館	1時間までごとに	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童及び生徒	300円	150円	照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。  (1) 全面使用の場合 300円 (2) 片面使用の場合 150円
			ポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	一般	600円	300円	
			その他の催しに使用する場合		1,200円	600円	
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ	児童及び生徒	600円	300円	
ポーツ、サークル活動又はレクリエーションに	一般		1,200円	600円			

		使用する 場合				
		その他 の催し に使用 する場 合	営利を 目的と しない 場合	1,800 円	900円	
			営利を 目的と する場 合	6,000 円	3,000 円	
ミーテ ィング ルーム	1時間までごとに	児童及 び生徒		60円		暖房を使用 するときは 、1時間ま でごとに、 基本使用料 の額の2分 の1の額を 徴収する。
		一般		120円		
トレー ニング ルーム	1時間までごとに	児童及 び生徒	320円	160円		
		一般	640円	320円		

#### 備考

- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

別表第3（第8条、第9条関係）

前沢B&G海洋センター

使用区分			基本使用料		
			一般	児童及び生徒	幼児
プール	個人使用の場合（1人1回の入場につき）	午前9時30分から正午まで	250円	100円	50円
		午後1時から午後5時まで	250円	100円	50円
		午後5時30分から午後8時30分まで	250円	100円	50円
	貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	2,470円		
		入場料を徴収する場合	4,950円		

備考

- 「児童及び生徒」とは、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、個人使用の場合及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（胆沢プール条例の一部改正）

第25条 胆沢プール条例（平成18年奥州市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条第2項中「別表第1又は別表第2」を「別表」に改める。  
別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分			基本使用料		
			一般	児童及び生徒	幼児
個人使用の場合（1人1回の入場につき）			350円	100円	50円
貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	休日以外の日	8,800円		
		休日	13,200円		
	入場料を徴収する場合	休日以外の日	17,600円		

	収める場合	日	
		休日	22,000円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 「休日」とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、個人使用の場合及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（奥州市勤労者体育館条例の一部改正）

第26条 奥州市勤労者体育館条例（平成18年奥州市条例第146号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第10条関係）

1 水沢勤労者体育館使用料

使用区分		基本使用料	付加使用料
			照明
体育室	全面使用の場合	600円	200円
	半面使用の場合	300円	100円

2 目呂木勤労者体育館使用料

使用区分		基本使用料	付加使用料
			照明
体育室	全面使用の場合	600円	200円
	半面使用の場合	300円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

る。

(水沢弓道場条例の一部改正)

第27条 水沢弓道場条例（平成18年奥州市条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分		基本使用料
個人使用（1回につき）		110円
貸切使用（1時間までごとに）	全面使用の場合	550円
	半面以内の使用の場合	270円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

(衣川野球場条例の一部改正)

第28条 衣川野球場条例（平成18年奥州市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用区分			基本使用料（1時間までごとに）	付加使用料
野球場	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	160円	放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。
		一般	330円	
	入場料を徴収する場合	児童及び生徒	550円	
		一般	1,100円	
運動広場	児童及び生徒		220円	
	一般		330円	

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用

する場合を除く。

4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(胆沢総合体育館条例の一部改正)

第29条 胆沢総合体育館条例（平成18年奥州市条例第150号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第10条関係）

使用区分					基本使用料		付加使用料
					全面使用の場合	片面使用の場合	
2階 (体育室)	貸切使用の場合(1時間までごと)	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	150円	1 暖房を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 2階 基本使用料の40パーセントの額 (2) 1階 1室につき基本使用料の20パーセントの額 2 照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に
				一般	600円	300円	
			その他の催しに使用する場合		1,200円	600円	
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円		
			一般	1,200円	600円		
		その他	営利を	1,800円	900円		

			の催しに使用する場合	目的としない場合	円		定める額を徴収する。
				営利を目的とする場合	6,000円	3,000円	(1) 2階を全面使用する場合 300円
	個人使用の場合（1人1時間までごとに）			児童及び生徒	50円		(2) 2階を半面使用する場合 150円
				一般	110円		(3) 1階 1室につき 100円
1階（体育室以外の部屋）	貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1室につき100円		3 舞台照明を使用するときは、1時間までごとに1キロワット当たり60円を徴収する。
				一般	1室につき200円		
			その他の催しに使用する場合		1室につき400円		
	貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1室につき200円		4 設備以外の器具、器材の持込みにより電気を使用するときは、1時間までごとに1キロワット当たり60円を徴収する。
				一般	1室につき400円		
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない	1室につき600円		
							5 放送施設を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。

		する場合	場合	
			営利を 目的と する場合	1室につき 2,000円
	個人使用の場合（1 人1時間までごと に）		児童及 び生徒	50円
			一般	110円

備考

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（胆沢野球場条例の一部改正）

第30条 胆沢野球場条例（平成18年奥州市条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分		基本使用料（ 1時間までご とに）	付加使用料
入場料を徴収しな い場合	児童及び 生徒	270円	1 会議室を使用する ときは、1時間まで ごとに110円を徴収す る。 2 スコアボードを使

	一般	550円	用するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 1試合につき 1,100円 (2) 1日につき 2,750円 3 放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 4 夜間照明設備を使用するときは、1時間につき3,630円を徴収する。
入場料を徴収する場合	児童及び生徒	820円	
	一般	1,650円	

備考

- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(胆沢陸上競技場条例の一部改正)

第31条 胆沢陸上競技場条例（平成18年奥州市条例第152号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第10条関係）

使用区分	基本使用料（貸切の場合1時間までごとに）	付加使用料
児童及び生徒	220円	放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。
一般	260円	

備考

- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校

- 生徒をいう。
- 2 投てきを目的とする場合は、貸切とみなす。
  - 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
  - 4 トラック又はフィールドのみを使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
  - 5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
  - 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（衣川柔剣道場条例の一部改正）

第32条 衣川柔剣道場条例（平成18年奥州市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第5条本文中「、使用許可の申請の際に」を削り、同条ただし書を削る。  
別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

使用区分		基本使用料	
		全面使用の場合	片面使用の場合
1人につき1時間までごとに	児童及び生徒	60円	30円
	一般	120円	60円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（奥州市体育センター条例の一部改正）

第33条 奥州市体育センター条例（平成18年奥州市条例第159号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設	使用区分		基本使用料	付加使用料
				照明
米里体育センター	多目的ホー	全面使用	600円	200円

	ル	の場合		
		片面使用 の場合	300円	100円
稲瀬体育センター	アリーナ	全面使用 の場合	600円	200円
		片面使用 の場合	300円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(瀬原交流館条例の一部改正)

第34条 瀬原交流館条例（平成18年奥州市条例第163号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第7条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料		
		冷房	暖房	ガスコンロ
多目的ホール（和室）	200円	100円	100円	
小ホール（和室）	200円	100円	100円	
調理室	200円		100円	100円
多目的室（洋室）	200円		100円	
図書室	200円		100円	

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する

る場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。

4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(ヒロノ福祉パーク交流施設条例の一部改正)

第35条 ヒロノ福祉パーク交流施設条例（平成18年奥州市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

使用区分		基本使用料	付加使用料
コミュニティ ホール	全面使用の場合	1,440円	附属の設備を使用する 場合においては、一式 1時間までごとに市長 が定める額を別に徴収 する。
	片面使用の場合	720円	
市民ギャラリー		1,440円	
会議室		550円	
和室		550円	
視聴覚室		550円	

備考

1 基本使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。

2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。

4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(江刺高齢者生産活動センター条例の一部改正)

第36条 江刺高齢者生産活動センター条例（平成18年奥州市条例第179号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料
		暖房
集会室	400円	200円
ホール	400円	200円

休息室	200円	100円
-----	------	------

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(奥州市保健センター条例の一部改正)

第37条 奥州市保健センター条例（平成18年奥州市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第7条第2項を削る。

第8条中「、公共団体又は公益を目的とする者の使用については」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

1 奥州市江刺保健センター使用料

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		冷房	暖房
集団指導室	200円	100円	100円
会議室	200円	100円	100円
集会室	200円	100円	100円
相談室	200円	100円	100円
栄養指導室	200円	100円	100円

2 奥州市前沢健康管理総合センター使用料

使用区分	基本使用料	付加使用料		
		冷房	暖房	放送設備
会議室	200円	100円	100円	
和室	200円	100円	100円	
栄養指導実習室	200円	100円	100円	
多目的ホール	400円	200円	200円	80円
こどもひろば	200円	100円	100円	

3 奥州市衣川保健福祉センター使用料

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		冷房	暖房
多目的ホール	400円	200円	200円
栄養指導室	200円	100円	100円
会議室	200円	100円	100円
団体活動室	200円	100円	100円
相談室	200円	100円	100円
ふれあいルーム	200円	100円	100円

#### 備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(奥州市健康増進プラザ悠悠館条例の一部改正)

第38条 奥州市健康増進プラザ悠悠館条例（平成18年奥州市条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

#### 1 いきいきプール等使用料

使用区分	基本使用料	
いきいきプール（1人当たり）	1回使用する場合	450円
	10回使用する場合	4,000円
体力増進ルーム（1人当たり）	1回使用する場合	350円
	10回使用する場合	3,000円
健康体操ルーム（1人当たり）	1回使用する場合	150円

備考 次のいずれかに該当する者が使用する場合は、この表に定める額の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 岩手県知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）  
第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 ふれあいホール等使用料

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		冷暖房	ガスコンロ
ふれあいホール	400円	200円	
調理室	200円	100円	100円
研修室	200円	100円	
悠悠の間	200円	100円	

備考

- 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(江刺農業活性化センター条例の一部改正)

第39条 江刺農業活性化センター条例（平成18年奥州市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料		
		冷房	暖房	プロジェクター
文化総合研修室	200円	100円	100円	1台1,000円
担い手研修室	400円	200円	200円	1台1,000円

備考

- 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。ただし、プロジェクターに係る付加使用料は、使用時間にかかわらず、定額とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、市内の農業者を対象とした

農業振興を図るための事業に使用する場合及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(江刺農業構造改善センター条例の一部改正)

第40条 江刺農業構造改善センター条例（平成18年奥州市条例第204号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分		基本使用料	付加使用料
小会議室		200円	奥州市地区センター条例（平成24年奥州市条例第9号）別表第2に定める付加使用料の適用区分1の規定を準用する。
大会議室		200円	
調理実習室		200円	
第1研修室		200円	
第2研修室		200円	
体育室	全面使用の場合	600円	奥州市地区センター条例別表第2に定める付加使用料の適用区分4の規定を準用する。
	片面使用の場合	300円	

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(江刺多目的研修センター条例の一部改正)

第41条 江刺多目的研修センター条例（平成18年奥州市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分		基本使用料	付加使用料
研修室 1		200円	奥州市地区センター条例（平成24年奥州市条例第9号）別表第2に定める付加使用料の適用区分1の規定を準用する。
研修室 2		200円	
多目的室		200円	
会議室（和室）		200円	
調理室		200円	
体育室	全面使用の場合	600円	奥州市地区センター条例別表第2に定める付加使用料の適用区分4の規定を準用する。
	片面使用の場合	300円	

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（奥州市農業者トレーニングセンター条例の一部改正）

第42条 奥州市農業者トレーニングセンター条例（平成18年奥州市条例第207号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設	使用区分		基本使用料	付加使用料
				照明
江刺農業者トレーニングセンター	体育室	全面使用の場合	600円	200円
		片面使用の場合	300円	100円
胆沢愛宕農業者トレーニングセンター	体育室	全面使用の場合	600円	200円
		片面使用の場合	300円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に

- 1 時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(江刺農業者健康増進センター条例の一部改正)

第43条 江刺農業者健康増進センター条例（平成18年奥州市条例第208号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分		基本使用料	付加使用料
			照明
体育室	全面使用の場合	600円	200円
	半面使用の場合	300円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(奥州市農村公園条例の一部改正)

第44条 奥州市農村公園条例（平成18年奥州市条例第211号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第7条関係）

名称	施設	使用区分		基本使用料	付加使用料
胆沢 農村	テニ スコ	1面につき1 時間までごと	児童 及び	110円	照明設備を使用する ときは、1面につき

広場	一ト	に		生徒		30分までごとに330円を徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。
				一般	220円	
相撲場	貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	50円		
			一般	110円		
		入場料を徴収する場合	児童及び生徒	110円		
			一般	220円		

備考

- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(江刺ふるさと市場条例の一部改正)

第45条 江刺ふるさと市場条例（平成18年奥州市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第1項中「利用しよう」を「使用しよう」に改め、同条第3項中「利用」を「使用」に改める。

第7条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に改める。

第8条を次のように改める。

(使用料及び利用料金)

第8条 ふるさと市場を使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

- 市長は、ふるさと市場の管理を指定管理者に行わせる場合には、ふるさと市場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第9条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「市長」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）」を、「規則で定めるところ」の次に「（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第13条第3項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）」を加え、「利用料金」を「使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「利用料金」を「使用料」に改める。

第11条中「利用者」を「使用者」に、「利用が」を「使用が」に、「その利用」を「その使用」に、「利用場所」を「使用場所」に改める。

第13条第1項第7号中「第8条第1項」を「第8条第2項」に改め、同条第3項中「いずれかの行為を行おうとするとき」を「行為に関する基準を定めるとき」に改める。

別表第2中「区分」を「使用区分」に、「利用料金の上限額」を「使用料」に、「に100分の30以内で指定管理者が定める率を乗じて得た額」を「の100分の30以内の額」に、「500円」を「550円」に、「300円」を「330円」に改める。

。（生母ふるさとセンター条例の一部改正）

第46条 生母ふるさとセンター条例（平成18年奥州市条例第218号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料
工作実習室	200円	奥州市地区センター条例（平成24年奥州市条例第9号）別表第2に定める付加使用料の適用区分1の規定を準用する。
調理室	200円	
研修室	200円	
和室1	200円	
和室2	200円	
集会室	400円	奥州市地区センター条例別表第2に定める付加使用料の適用区分2の規定を準用する。

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。

- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(農村集落多目的共同利用施設白山中央会館条例の一部改正)

第47条 農村集落多目的共同利用施設白山中央会館条例（平成18年奥州市条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料
和室1	200円	奥州市地区センター条例（平成24年奥州市条例第9号）別表第2に定める付加使用料の適用区分1の規定を準用する。
和室2	200円	
研修室1	200円	
研修室2	200円	
調理実習室	200円	

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(白鳥地区集落センター条例の一部改正)

第48条 白鳥地区集落センター条例（平成18年奥州市条例第220号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料
------	-------	-------

和室	200円	奥州市地区センター条例（平成24年奥州市条例第9号）別表第2に定める付加使用料の適用区分1の規定を準用する。
ホール	200円	
調理室	200円	

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（赤生津地区コミュニティセンター条例の一部改正）

第49条 赤生津地区コミュニティセンター条例（平成18年奥州市条例第221号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料
和室	200円	奥州市地区センター条例（平成24年奥州市条例第9号）別表第2に定める付加使用料の適用区分1の規定を準用する。
会議室	200円	
調理室	200円	
集会室	400円	奥州市地区センター条例別表第2に定める付加使用料の適用区分2の規定を準用する。

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、こ

の表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(胆沢トレーニング農場セミナーハウス条例の一部改正)

第50条 胆沢トレーニング農場セミナーハウス条例（平成18年奥州市条例第223号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料
		冷房
和室1	200円	100円
和室2	200円	100円
和室3	200円	100円
和室4	200円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(衣川歴史ふれあい館条例の一部改正)

第51条 衣川歴史ふれあい館条例（平成18年奥州市条例第228号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用区分		料金	
		個人	15人以上の団体
入場に係	児童及び生徒	200円	1人につき100円

る使用料	一般	350円	1人につき200円
研修室使用料	午前9時から正午まで	770円	
	正午から午後4時まで	770円	
	午後4時から午後10時まで	990円	
	午前9時から午後4時まで	1,320円	
	正午から午後10時まで	1,650円	
	午前9時から午後10時まで	2,820円	

備考

- 1 小学校就学の始期に達するまでの者並びに奥州市、北上市、金ヶ崎町及び西和賀町内の小学校児童及び中学校生徒の入館料は、無料とする。
- 2 研修室において暖房設備を使用する場合は、実費を基準として市長が定める額を別に徴収する。

(衣川山村開発センター条例の一部改正)

第52条 衣川山村開発センター条例（平成18年奥州市条例第230号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料
小集会室	200円	奥州市地区センター条例（平成24年奥州市条例第9号）別表第2に定める付加使用料の適用区分1の規定を準用する。
研修室	200円	
調理実習室	200円	
集会室	400円	奥州市地区センター条例別表第2に定める付加使用料の適用区分2の規定を準用する。

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(奥州市江刺林業者等健康増進センター条例の一部改正)

第53条 奥州市江刺林業者等健康増進センター条例（平成18年奥州市条例第235号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分		基本使用料	付加使用料
			照明
多目的ホール	全面使用の場合	600円	200円
	半面使用の場合	300円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(奥州市胆沢牧野条例の一部改正)

第54条 奥州市胆沢牧野条例（平成18年奥州市条例第243号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「		「				
	170円	204円		173円	207円	
	221円	261円		225円	266円	
	303円	359円		309円	366円	
	150円	178円	を	152円	181円	に改める。
	200円	238円		204円	243円	
	282円	343円		288円	349円	
	600円	650円		611円	662円	
	600円	650円		611円	662円	
	」			」		

(奥州市衣川牧野条例の一部改正)

第55条 奥州市衣川牧野条例（平成18年奥州市条例第244号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「60円」を「66円」に改める。

(奥州市道の駅交流館条例の一部改正)

第56条 奥州市道の駅交流館条例（平成18年奥州市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「500円」を「550円」に改め、同条第2号中「1,000円」を「1,100円」に改める。

(奥州市鋳物技術交流センター条例の一部改正)

第57条 奥州市鋳物技術交流センター条例（平成18年奥州市条例第251号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

別表の1を次のように改める。

1 施設使用料

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		冷房	暖房
デザイン室	200円	100円	100円
第一研修室	400円	200円	200円
第二研修室	200円	100円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(江刺産業技術交流センター条例の一部改正)

第58条 江刺産業技術交流センター条例（平成18年奥州市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条第2項中「別表第1又は別表第2」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料		
		冷房	暖房	その他の設備
和室研修室	200円	100円	100円	1 拡声装置 一式1回に

小研修室 1	200円	100円	100円	つき500円 2 スライド装置 1台1 回につき500円 3 持込電気機器 1台又 は一式1回につき、次の 各号に掲げる区分に応じ 、当該各号に定める額 (1) 500ワットまで 300 円 (2) 500ワットを超えらと き 300円に500ワット を超えるごとに100円を 加算した額。ただし、 2,000円を限度とする。
小研修室 2	200円	100円	100円	
小研修室 3	200円	100円	100円	
大研修室	400円	200円	200円	
技術研修室	400円	200円	200円	

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。ただし、付加使用料のうち、その他の設備の使用料を除く。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(川原町多目的広場条例の一部改正)

第59条 川原町多目的広場条例（平成18年奥州市条例第255号）の一部を次のように改正する。

第7条中「別表に掲げる」を「1日当たり占有の面積1平方メートルにつき60円の」に改める。

別表を削る。

(前沢勤労者研修センター条例の一部改正)

第60条 前沢勤労者研修センター条例（平成18年奥州市条例第261号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第9条第2項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		冷房	暖房
研修室1	400円	200円	200円
研修室2	200円	100円	100円
研修室3	200円	100円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（胆沢水の郷未来館条例の一部改正）

第61条 胆沢水の郷未来館条例（平成18年奥州市条例第262号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第7条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料		
		暖房	ガス	照明
研修室	200円	100円		0円
体験交流室	200円	100円		0円
農産物加工実習室	200円	100円	100円	0円
ふれあい展示ホール	200円	100円		0円
文化・スポーツホール	600円	200円		200円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する

る場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。

4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(奥州市都市公園条例の一部改正)

第62条 奥州市都市公園条例（平成18年奥州市条例第291号）の一部を次のように改正する。

別表第1 見分森公園の項中「鹿鳴荘 野外ステージ」を「野外ステージ」に改め、同表江刺中央運動公園の項中「野球場照明施設」を「野球場 陸上競技場」に改め、同項の次に次のように加える。

根岸公園	野球場
------	-----

別表第1 江刺カルチュアパークの項中「テニスコート テニスコート照明施設 多目的広場 多目的広場照明施設」を「多目的広場 テニスコート」に改める。

別表第2 見分森公園の部を次のように改める。

見分森公園	野外ステージ	1月4日から 12月28日まで	午前8時30分から 午後9時まで	月曜日
-------	--------	--------------------	---------------------	-----

別表第2 江刺中央運動公園の項の次に次のように加える。

根岸公園	野球場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から午後 9時まで	
------	-----	--------------------	------------------	--

別表第3を次のように改める。

別表第3（第29条、第32条関係）

1 公園施設を設ける場合の使用料

使用区分	単位		使用料
公園施設を設ける場合	1平方メートル	月額	120円

備考

1 占用の面積で0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てて算定する。

2 算出して得た額が100円に満たないときは、100円とし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。使用料を減免する場合も、同様とする。

2 第20条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

使用区分	単位		使用料
行商、募金その他これらに類するもの	1人	日額	60円
業として写真、映画等を撮影するもの	写真撮影	カメラ1台日額	180円

	動画撮影	1 件日額	1,800円
興行を行うもの	1 平方メートル	日額	60円
競技会、集会その他これらに類するもの	1 件	日額	1,800円
展示会、博覧会その他これらに類するもの	1 平方メートル	日額	60円

備考

- 1 占用の面積で0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てて算定する。
- 2 算出して得た額が100円に満たないときは、100円とし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。使用料を減免する場合も、同様とする。
- 3 都市公園を占有する場合の使用料 奥州市道路占有料徴収条例（平成18年奥州市条例第268号）別表に掲げる区分により同表に定める額

備考

- 1 占用の面積で0.01平方メートル未満の端数又は長さで0.01メートル未満の端数があるときは、これらの端数は、切り捨てて算定する。
- 2 算出して得た額が100円に満たないときは、100円とし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。使用料を減免する場合も、同様とする。

4 有料公園施設使用料

都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称	使用区分		基本使用料	備考
水沢公園	野球場	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒（幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。	270円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本使用料は、1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</li> <li>2 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず</li> </ol>

		以下この表において同じ。)		<p>、1日につき330円を付加使用料として徴収する。</p> <p>3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。</p> <p>4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
		一般	550円	
	入場料を徴収する場合	児童及び生徒	1,500円	
		一般	3,000円	
テニスコート	児童及び生徒		110円	<p>1 基本使用料は、1面につき1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</p> <p>2 照明設備を使用する場合は、1面につき30分までごとに330円を付加使用料として徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。</p> <p>3 放送設備を使用する場合は、使用</p>
	一般		220円	

			<p>時間にかかわらず、1日につき330円を付加使用料として徴収する。</p> <p>4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。</p> <p>5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
陸上競技場	児童及び生徒	270円	<p>1 基本使用料は、1時間までごとの額とし、貸切使用の場合に限る。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</p> <p>2 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を付加使用料として徴収する。</p> <p>3 トラック又はフィールドのみを使用する場合の基本使用料は、この表</p>
	一般	550円	

				<p>に定める額の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考3の適用がある場合は、その適用後の額）の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。</p> <p>5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
相撲場	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	50円	<p>1 基本使用料は、1時間までごとの額とし、貸切使用の場合に限る。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</p> <p>2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の</p>
		一般	110円	
	入場料を徴収する場合	児童及び生徒	110円	
		一般	220円	

						2倍の額とする。 ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 3 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
南駐車場	普通自動車以下（1台1回の使用につき）	24時間以内	12時間まで	300円	大型貨物自動車、自動二輪車及び原動機付自転車は、使用できない。	
			24時間を超える場合	400円を加算		
		24時間以内	500円	大型バス（1台1回の使用につき）		
			24時間を超える場合			500円を加算
見分森公園	野外ステージ	午前8時30分から正午まで	一般	1,100円	市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。	
			児童及び生徒	550円		
		正午から午後5時まで	一般	1,100円		
			児童及び生徒	550円		
		午後5時から午後9時まで	一般	3,300円		
			児童及び生徒	2,200円		
大鐘公園	市民プール	個人使用の場合	午前9時30分	一般	250円	
				小学校児童、	100円	

合（ 1人 1回 の入 場に つき ）	から 正午 まで	中学校 生徒及 び高等 学校生 徒			
		幼児	50円		
	午後 1時 から 午後 4時 30分 まで	一般	350円		
		小学校 児童、 中学校 生徒及 び高等 学校生 徒	150円		
	午後 5時 から 午後 7時 まで	一般	250円		
		小学校 児童、 中学校 生徒及 び高等 学校生 徒	100円		
		幼児	50円		
	貸切 使用 の場 合	入場料を徴収し ない場合	2,470円		1 基本使用料は、 1時間までごとの 額とする。この場 合において、使用 時間に1時間未満 の端数が生じた場 合は、1時間とす る。 2 市外に住所又は 所在地を有する者 が使用する場合の 基本使用料は、こ の表に定める額の
		入場料を徴収す る場合	4,950円		

				<p>2倍の額とする。 ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。</p> <p>3 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
		コインロッカー	100円	
堀ノ内公園	堀ノ内公園体育館	全面使用の場合	600円	<p>1 基本使用料は、1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</p> <p>2 照明設備を使用する場合は、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を付加使用料として徴収する。</p> <p>(1) 全面使用の場合 200円</p> <p>(2) 半面使用の場合 100円</p> <p>3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。 ただし、国又は地</p>
		半面使用の場合	300円	

					<p>方公共団体が使用する場合を除く。</p> <p>4 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考3の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。</p> <p>5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
江刺中央運動公園	野球場	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	270円	<p>1 基本使用料は、1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</p> <p>2 照明設備を使用する場合は、30分までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を付加使用料として徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数</p>
			一般	550円	
		入場料を徴収する場合	児童及び生徒	820円	
			一般	1,650円	

			<p>が生じた場合は、30分とする。</p> <p>(1) 全灯使用の場合 1,690円</p> <p>(2) 半灯使用の場合 1,130円</p> <p>3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。</p> <p>4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
陸上競技場	児童及び生徒	220円	<p>1 基本使用料は、1時間までごとの額とし、貸切使用の場合に限る。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</p> <p>2 トラック又はフィールドのみを使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。</p> <p>3 市外に住所又は所在地を有する者</p>
	一般	260円	

					<p>が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考2の適用がある場合は、その適用後の額）の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。</p> <p>4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
根岸公園	野球場	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	160円	<p>1 基本使用料は、1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</p> <p>2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。</p> <p>3 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
			一般	330円	
		入場料を徴収する場合	児童及び生徒	550円	
			一般	1,100円	

江刺 カル チュ アパ ーク	多目的 広場	入場 料を 徴収 しな い場 合	アマチュアスポ ーツ、サークル 活動又はレクリ エーションに使 用する場合		280円	1 「入場料を徴収 する場合等」とは 、入場料を徴収す る場合又は入場料 は徴収しないが、 営利、宣伝その他 これらに類する目 的をもって催しを 行う場合をいい、 「入場料を徴収し ない場合」とは、 それ以外の場合を いう。 2 基本使用料は、 1面当たり1時間 までごとの額とし 、貸切使用の場合 に限る。この場合 において、使用時 間に1時間未満の 端数が生じた場合 は、1時間とする 。 3 照明設備を使用 する場合は、30分 までごとに、次の 各号に掲げる区分 に応じ、当該各号 に定める額を付加 使用料として徴収 する。この場合に おいて、使用時間 に30分未満の端数 が生じた場合は、 30分とする。 (1) 4灯使用の場 合 1,650円
			その他の催しに 使用する場合		560円	
		入場 料を 徴収 する 場合 等	アマチュアスポ ーツ、サークル 活動又はレクリ エーションに使 用する場合		560円	
			その他 の催し に使用 する場 合	営利を 目的と しない 場合	840円	
				営利を 目的と する場 合	1,680円	

				<p>(2) 2灯使用の場合 820円</p> <p>4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。</p> <p>5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
テニスコート	児童及び生徒	110円	<p>1 基本使用料は、1面当たり1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</p> <p>2 照明設備を使用</p>	
	一般	220円		

			<p>する場合は、1面につき30分までごとに330円を付加使用料として徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。</p> <p>3 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を付加使用料として徴収する。</p> <p>4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。</p> <p>5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
--	--	--	---

(大師山森林公園条例の一部改正)

第63条 大師山森林公園条例（平成18年奥州市条例第293号）の一部を次のように改正する。

第3条中「大師山山荘」を「大師山荘」に改める。

第8条第1項中「又は別表第3」を削る。

別表第1 キャンプ場の項及びバンガローの項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料		
		暖房（小型ストーブ）	ガス	その他
研修室	200円	100円		1 携帯用放送器具 1回につき300円
和室	200円	100円		
調理実習室	200円	100円	100円	2 毛布 1枚につき100円
訓練実習室	200円	100円		
小会議室兼図書室	200円	100円		

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

別表第3を削る。

（奥州市ふれあいの丘公園条例の一部改正）

第64条 奥州市ふれあいの丘公園条例（平成18年奥州市条例第294号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の表中「貸切り使用」を「貸切使用」に、

「

1,440円	1,800円	2,160円	1,800円	2,160円	2,580円
3,000円	3,750円	4,500円	3,750円	4,500円	5,400円
6,000円	7,500円	9,000円	7,500円	9,000円	10,800円
3,000円	3,750円	4,500円	3,750円	4,500円	5,400円
6,000円	7,500円	9,000円	7,500円	9,000円	10,800円
9,000円	11,250円	13,500円	11,250円	13,500円	16,200円
18,000円	22,500円	27,000円	22,500円	27,000円	32,400円
320円	400円	480円	400円	480円	570円
640円	800円	960円	800円	960円	1,150円
1,280円	1,600円	1,920円	1,600円	1,920円	2,300円
640円	800円	960円	800円	960円	1,150円
1,280円	1,600円	1,920円	1,600円	1,920円	2,300円

を

1,920円	2,400円	2,880円	2,400円	2,880円	3,450円
3,840円	4,800円	5,760円	4,800円	5,760円	6,910円

「

1,580円	1,980円	2,370円	1,980円	2,370円	2,830円
3,300円	4,120円	4,950円	4,120円	4,950円	5,940円
6,600円	8,250円	9,900円	8,250円	9,900円	11,880円
3,300円	4,120円	4,950円	4,120円	4,950円	5,940円
6,600円	8,250円	9,900円	8,250円	9,900円	11,880円
9,900円	12,370円	14,850円	12,370円	14,850円	17,820円
19,800円	24,750円	29,700円	24,750円	29,700円	35,640円
350円	440円	520円	440円	520円	620円
700円	880円	1,050円	880円	1,050円	1,260円
1,400円	1,760円	2,110円	1,760円	2,110円	2,530円
700円	880円	1,050円	880円	1,050円	1,260円
1,400円	1,760円	2,110円	1,760円	2,110円	2,530円
2,110円	2,640円	3,160円	2,640円	3,160円	3,790円
4,220円	5,280円	6,330円	5,280円	6,330円	7,600円

に、

「

1室につき100円
1室につき200円
1室につき100円
1室につき200円
1室につき100円
1室につき200円
1人1回の入場につき100円
6回で500円
1人1回の入場につき300円
6回で1,500円
1人1回の入場につき100円
6回で500円
1人1回の入場につき300円
6回で1,500円

を

「

1室につき110円
1室につき220円
1室につき110円
1室につき220円
1室につき110円
1室につき220円
1人1回の入場につき110円
6回で550円
1人1回の入場につき330円
6回で1,650円
1人1回の入場につき110円
6回で550円
1人1回の入場につき330円
6回で1,650円

に改め、

」

」

同表備考2中「営業の宣伝その他これに」を「、営利、宣伝その他これらに」に改め、同表備考5から備考9までを次のように改める。

- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 6 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、トレーニングルームの使用料及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 7 メインアリーナ又はサブアリーナを区分使用する場合の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) メインアリーナ又はサブアリーナの2分の1を区分使用する場合  
それぞれこの表に定める額（備考6の適用がある場合は、その適用後の額。次号において同じ。）の2分の1の額
  - (2) メインアリーナの3分の1を区分使用する場合 この表に定める額の3分の1の額
- 8 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額（備考6又は備考7の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 9 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額（備考6又は備考7の適用がある場合は、その適用後の額）とする。

別表第1(1)の表備考に次のように加える。

- 10 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

別表第2(1)の表中「貸切り使用」を「貸切使用」に、

「

120円	150円	150円	180円	
240円	300円	300円	360円	
480円	600円	600円	720円	
960円	1,200円	1,200円	1,440円	を
1人1回につき300円				
6回で1,500円				
1人1回につき100円				
6回で500円				

」

「

130円	160円	160円	190円
260円	330円	330円	390円
520円	660円	660円	790円

1,050円	1,320円	1,320円	1,580円	に改め、
1人1回につき330円				
6回で1,650円				
1人1回につき110円				
6回で550円				

同表備考4から備考7までを次のように改める。

- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 6 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 7 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額）とする。

別表第2(1)の表備考に次のように加える。

- 8 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

別表第3(1)の表中「100円」を「110円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「200円」を「220円」に、「3,000円」を「3,300円」に改め、同表備考に次のように加える。

- 5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

別表第4(1)の表中「貸切り使用」を「貸切使用」に、

240円	300円	360円	300円	360円	430円	を
480円	600円	720円	600円	720円	860円	
960円	1,200円	1,440円	1,200円	1,440円	1,720円	
480円	600円	720円	600円	720円	860円	
960円	1,200円	1,440円	1,200円	1,440円	1,720円	
1,440円	1,800円	2,160円	1,800円	2,160円	2,590円	
2,880円	3,600円	4,320円	3,600円	4,320円	5,180円	

「

260円	330円	390円	330円	390円	470円
520円	660円	790円	660円	790円	940円
1,050円	1,320円	1,580円	1,320円	1,580円	1,890円
520円	660円	790円	660円	790円	940円
1,050円	1,320円	1,580円	1,320円	1,580円	1,890円
1,580円	1,980円	2,370円	1,980円	2,370円	2,840円
3,160円	3,960円	4,750円	3,960円	4,750円	5,690円

に

」

改め、同表備考2中「営業の宣伝その他これに」を「、営利、宣伝その他これらに」に改め、同表備考4から備考8までを次のように改める。

- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 6 多目的運動広場を区分使用する場合の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 2分の1を区分使用する場合 この表に定める額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額。次号において同じ。）の2分の1の額
  - (2) 4分の1を区分使用する場合 この表に定める額の4分の1の額
- 7 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額（備考5又は備考6の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 8 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額（備考5又は備考6の適用がある場合は、その適用後の額）とする。

別表第4(1)の表備考に次のように加える。

- 9 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(白鳥地区防災センター条例の一部改正)

第65条 白鳥地区防災センター条例（平成18年奥州市条例第320号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第7条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料
------	-------	-------

		暖房
集会室	200円	100円
和室	200円	100円
調理室	200円	

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(江刺ターミナルプラザ条例の一部改正)

第66条 江刺ターミナルプラザ条例（平成18年奥州市条例第327号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分		基本使用料	付加使用料			
			冷房	暖房	テント	放送設備
江刺バスセンター	市民ラウンジ	200円	100円	100円		
	会議室	200円	100円	100円		
	多目的ホール	400円		200円		
イベント広場		400円			500円	500円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。ただし、テント及び放送設備を使用する場合は、1回当たりの単価とする。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。

4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(しもやなぎ交流館条例の一部改正)

第67条 しもやなぎ交流館条例（平成18年奥州市条例第335号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		暖房	ガス
多目的ホール	200円	100円	
調理実習室	200円	100円	100円
和室	200円	100円	
研修室	200円	100円	

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(上笹森交流館条例の一部改正)

第68条 上笹森交流館条例（平成18年奥州市条例第346号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		暖房	ガス
多目的ホール	200円	100円	
和室	200円	100円	
調理実習室	200円	100円	100円

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。

- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(奥州宇宙遊学館条例の一部改正)

第69条 奥州宇宙遊学館条例（平成19年奥州市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「火曜日」の次に「（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるとき（1月1日を除く。）は、その翌日以後の日であって、火曜日に最も近い休日でない日）」を加える。

第5条の見出し中「及び観覧時間」を削り、同条中「開館時間は午前9時から午後9時まで、展示品等の観覧時間は」を「開館時間は、」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

1 部屋の使用料

使用区分	基本使用料（1回当たり）		付加使用料
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	
セミナー室	1,650円	1,650円	1 冷暖房設備を使用するときは、1時間までごとに100円を徴収する。 2 ポータブルプロジェクター上映設備を使用するときは、1回当たり550円を徴収する。

2 展示品等の観覧に係る使用料

使用区分		1人1回につき	
		個人	20人以上の団体
4次元デジタル	大人	500円	440円

宇宙シアターを 観覧する場合	小学生、中学生 及び高校生	250円	220円
4次元デジタル 宇宙シアターを 観覧しない場合	大人	300円	240円
	小学生、中学生 及び高校生	150円	120円

(小黒石自然体験交流館条例の一部改正)

第70条 小黒石自然体験交流館条例（平成20年奥州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		暖房	ガス
多目的ホール	200円	100円	
調理実習室	200円	100円	100円
いきいきルーム	200円	100円	
ユニバーサルホール	200円	100円	
会議室	200円	100円	

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(新里地区振興会館条例の一部改正)

第71条 新里地区振興会館条例（平成20年奥州市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第8条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		暖房	ガス
会議室	200円	100円	
集会室	200円	100円	

調理実習室	200円	100円	100円
加工室	200円	100円	

備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(水沢武道館条例の一部改正)

第72条 水沢武道館条例（平成22年奥州市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

1 基本使用料

(1) 武道室及びトレーニングスペース

使用区分				使用料	
				一般	児童及び生徒
武道室	貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料無料の場合	アマチュアスポーツ	490円	240円
			その他	1,470円	
		入場料有料の場合	アマチュアスポーツ	740円	370円
			その他	3,700円	
	営利を目的とする場合	5,770円			
個人使用の場合（1人1回の入場につき）			110円	50円	
トレーニングスペース	貸切使用の場合（1時間までごとに）	アマチュアスポーツ		330円	160円
		その他		990円	
	個人使用の場合（1人1回の入場			110円	50円

	につき)		
--	------	--	--

(2) 会議室等

使用区分			使用料（1回の使用につき）
会議室・ロビー	入場料無料の場合	アマチュアスポーツ	160円
		その他	1,650円
	入場料有料の場合	アマチュアスポーツ	1,650円
		その他	2,200円
営利を目的とする場合			3,300円
控室	入場料無料の場合	アマチュアスポーツ	330円
		その他	3,300円
	入場料有料の場合	アマチュアスポーツ	3,300円
		その他	4,400円
営利を目的とする場合			6,600円

2 付加使用料

使用区分		使用料
照明（武道室）	全灯1時間までごとに	1,580円
照明（トレーニングスペース）	1時間までごとに	150円
冷房装置（会議室）	1時間までごとに	330円
冷房装置（控室）	1時間までごとに	660円
ブルーヒーター	1台の使用につき1時間までごとに	440円
ストーブ	1台の使用につき1時間までごとに	330円

備考

- 1 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 2 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（水沢大町多目的広場条例の一部改正）

第73条 水沢大町多目的広場条例（平成23年奥州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（使用料等）

第5条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、1日

あたり占用の面積1平方メートルにつき60円の基本使用料を納付しなければならない。この場合において、附属設備を使用する場合にあっては、光熱水費等の実費相当額の付加使用料を併せて納付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を還付することができる。

第6条中「第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改める。

（奥州市まちなか交流館条例の一部改正）

第74条 奥州市まちなか交流館条例（平成23年奥州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		冷房	暖房
第1会議室	200円	100円	100円
第2会議室	200円	100円	100円
イベントスペース	1,000円		

備考

1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。

2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。

4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（奥州市地区センター条例の一部改正）

第75条 奥州市地区センター条例（平成24年奥州市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

1 施設使用料

## (1) 奥州市水沢地区センター

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
第1会議室	200円	適用区分1
第2会議室	200円	
日本間1	200円	
日本間2	200円	
第1コミュニティ室	200円	
第2コミュニティ室	200円	
調理室	200円	
視聴覚室	200円	
研修室	200円	
音楽室	200円	
工芸準備室	200円	
工芸実習室	400円	適用区分2
多目的ホール	500円	適用区分3

## (2) 奥州市水沢南地区センター

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
会議室1	200円	適用区分1
会議室2	200円	
コミュニティ室	200円	
調理室	200円	
和室1	200円	
和室2	200円	
音楽室	400円	適用区分2
講堂	全面使用の場合	適用区分4
	片面使用の場合	

## (3) 奥州市常盤地区センター

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
和室1	200円	適用区分1
和室2	200円	
会議室	200円	
コミュニティルーム	200円	
調理室	200円	
研修室	400円	適用区分2
体育館	全面使用の場合	適用区分4
	片面使用の場合	

## (4) 奥州市佐倉河地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
研修室（和室）		200円	適用区分 1
図書室		200円	
調理室		200円	
第 1 会議室		200円	
第 2 会議室		200円	
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	片面使用の場合	300円	

(5) 奥州市真城地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
和室 1		200円	適用区分 1
和室 2		200円	
調理室		200円	
会議室 1		200円	
会議室 2		200円	
講堂	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	片面使用の場合	300円	

(6) 奥州市姉体地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
講習室（和室）		200円	適用区分 1
集会室（和室）		200円	
調理実習室		200円	
健康相談室		200円	
農事研修室		200円	
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	片面使用の場合	300円	

(7) 奥州市羽田地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
遊戯室		200円	適用区分 1
資料室		200円	
研修室		200円	
調理実習室		200円	
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	片面使用の場合	300円	

(8) 奥州市黒石地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
------	--	-------	------------

第1会議室		200円	適用区分1
第2会議室		200円	
研修室（和室）		200円	
調理実習室		200円	
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分4
	片面使用の場合	300円	

(9) 奥州市岩谷堂地区センター

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
会議室1	200円	適用区分1
会議室2	200円	
研修室1	200円	
研修室2	200円	
音楽室	200円	
多目的ホール	400円	適用区分2

(10) 奥州市江刺愛宕地区センター

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
会議室1	200円	適用区分1
会議室2	200円	
会議室3	200円	
調理室	200円	
和室	200円	

(11) 奥州市田原地区センター

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
小会議室	200円	適用区分1
和室	200円	
調理室	200円	
研修室	400円	適用区分2

(12) 奥州市藤里地区センター

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分	
研修室1	200円	適用区分1	
研修室2	200円		
多目的室	200円		
会議室（和室）	200円		
調理室	200円		
体育室	全面使用の場合	600円	適用区分4
	片面使用の場合	300円	

(13) 奥州市伊手地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
会議室		200円	適用区分 1
研修室		200円	
調理室		200円	
和室		200円	
子供室		200円	
体育室	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	半面使用の場合	300円	

(14) 奥州市米里地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
研修室 1		200円	適用区分 1
研修室 2		200円	
学習室		200円	
多目的室		200円	
調理室		200円	

(15) 奥州市玉里地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
会議室		200円	適用区分 1
調理室		200円	
和室		200円	
団体室		200円	
多目的ホール		200円	
研修室		400円	適用区分 2

(16) 奥州市梁川地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
和室		200円	適用区分 1
調理実習室		200円	
小会議室		200円	
研修室		400円	適用区分 2

(17) 奥州市広瀬地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
第 1 研修室		200円	適用区分 1
第 2 研修室		200円	
小会議室		200円	
調理実習室		200円	
大会議室		200円	

体育室	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	片面使用の場合	300円	

(18) 奥州市稲瀬地区センター

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
会議室 1	200円	適用区分 1
会議室 2	200円	
会議室 3	200円	
多目的室	200円	
和室	200円	
調理室	200円	

(19) 奥州市前沢地区センター

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
講習室	200円	適用区分 1
集会室	200円	
音楽室	200円	
調理実習室	200円	
軽運動場	全面使用の場合	適用区分 4
	片面使用の場合	

(20) 奥州市前沢地区センター白鳥分館

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
和室	200円	適用区分 1
ホール	200円	
調理室	200円	

(21) 奥州市前沢地区センター上野原分館

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
和室	200円	適用区分 1
ホール	200円	
調理室	200円	

(22) 奥州市前沢地区センター目呂木分館

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
和室 1	200円	適用区分 1
和室 2	200円	
調理室	200円	

(23) 奥州市古城地区センター

使用区分	基本使用料	付加使用料の適用区分
会議室	200円	適用区分 1

日本間 1	200円	
日本間 2	200円	
茶道室	200円	
調理室	200円	
講堂	400円	適用区分 2

(24) 奥州市白山地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
和室 1		200円	適用区分 1
和室 2		200円	
研修室 1		200円	
研修室 2		200円	
調理実習室		200円	
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	半面使用の場合	300円	

(25) 奥州市生母地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
工作実習室		200円	適用区分 1
調理室		200円	
研修室		200円	
和室 1		200円	
和室 2		200円	
集会室		400円	適用区分 2

(26) 奥州市生母地区センター母体分館

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
集会室		200円	適用区分 1
和室		200円	
会議室		200円	
調理室		200円	

(27) 奥州市生母地区センター赤生津分館

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
和室		200円	適用区分 1
会議室		200円	
調理室		200円	
集会室		400円	適用区分 2

(28) 奥州市小山地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
------	--	-------	------------

会議室		200円	適用区分 1
日本間 1		200円	
日本間 2		200円	
和室		200円	
調理室		200円	
遮音ホール		200円	
多目的ホール		400円	適用区分 2
ホール	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	片面使用の場合	300円	

(29) 奥州市若柳地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
憩いの間		200円	適用区分 1
講義室		200円	
調理室		200円	
研修室		200円	
会議室		200円	
小会議室		200円	
日本間 1		200円	
日本間 2		200円	
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	片面使用の場合	300円	

(30) 奥州市胆沢愛宕地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
談話室		200円	適用区分 1
研修室		200円	
講義室		200円	
調理室		200円	
日本間		400円	適用区分 2

(31) 奥州市南都田地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
調理室		200円	適用区分 1
研修室		200円	
交流室		200円	
和室		200円	
会議室 1		200円	
会議室 2		200円	

会議室 3		200円	
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	片面使用の場合	300円	

(32) 奥州市北股地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
会議室		200円	適用区分 1
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	片面使用の場合	300円	
星空の広場施設		500円	

(33) 奥州市南股地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
会議室		200円	適用区分 1
体育館	全面使用の場合	600円	適用区分 4
	片面使用の場合	300円	

(34) 奥州市衣川地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
小集会室		200円	適用区分 1
研修室		200円	
調理実習室		200円	
集会室		400円	適用区分 2

(35) 奥州市衣里地区センター

使用区分		基本使用料	付加使用料の適用区分
集会室 1		200円	適用区分 1
集会室 2		200円	
集会室 3		200円	
和室		200円	
調理室		200円	

2 付加使用料

適用区分		冷房	暖房	ガスコンロ又は電磁調理器	照明
適用区分 1		100円	100円	100円	0円
適用区分 2		200円	200円		0円
適用区分 3		200円	200円		100円
適用区分 4	全面使用の場合	200円	200円		200円
	片面使用の場合	100円	100円		100円

#### 備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(奥州湖交流館条例の一部改正)

第76条 奥州湖交流館条例（平成26年奥州市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「利用区分」を「使用区分」に、「施設使用料」を「基本使用料」に改め、同表備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考2の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第45条（江刺ふるさと市場条例別表第2の改正規定（「500円」を「550円」に、「300円」を「330円」に改める部分に限る。）を除く。）及び第63条（大師山森林公園条例第3条の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用されるこれらの条例に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）に係る使用料について適用し、施行日前までに使用される公の施設に係る使用料については、なお従前の例による。

(利用料金に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に利用料金（同条第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を収受させることとしている公の施設において、施行日以後に使用される公の施設に係る利用料金の額が、改正後のそれぞれの条例の規定により指定管理者が定めることができる額の範囲を超えることとなるときは、当該利用料金の額は、改正後のそれぞれの条例の規定による額とする。

議案第5号

奥州市国民健康保険税条例の一部改正について

奥州市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の減額を同令に準じて行うため、本件条例を一部改正しようとするものである。

## 奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険税条例（平成18年奥州市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第7項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奥州市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第6号

### 奥州市立幼稚園条例の一部改正について

奥州市立幼稚園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

#### 提案理由

園児が在籍していないことから休園状態となっており、今後、入園を希望する園児が見込まれない奥州市立衣里幼稚園を廃止するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市立幼稚園条例の一部を改正する条例  
奥州市立幼稚園条例（平成18年奥州市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立衣里幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第7号

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

### 提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、管理者の要件及びその経過措置を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成30年奥州市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任  
介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由  
がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前  
項に規定する管理者とすることができる。

第32条中「及び前章」を「、第2章及び第3章」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し  
、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「第5条第2項  
」及び「第5条第1項」の次に「(第32条において準用する場合を含む。)」を  
加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5  
条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受け  
ている事業所(基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日に  
おいて当該事業を行っている事業所)であつて、同日において当該事業所にお  
ける第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する管理者  
(以下この項において「管理者」という。)が介護保険法施行規則第140条の  
66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第5条  
第2項」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)  
に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第32条において準  
用する場合を含む。)に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理  
者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定、附  
則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定  
及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第8号

奥州市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する  
条例の一部改正について

奥州市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一  
部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改  
正に伴い、引用する規定及び省令の題名を改めるため、本件条例を一部改正しよ  
うとするものである。

奥州市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

奥州市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年奥州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」を「第25条」に改める。

第2条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第9号

### 奥州市勤労青少年ホーム条例の廃止について

奥州市勤労青少年ホーム条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

#### 提案理由

青少年の余暇の過ごし方の変化により利用が低迷し、並びに施設の老朽化及び設備の劣化が進んでいることから、奥州市勤労青少年ホームを廃止しようとするものである。

奥州市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例  
奥州市勤労青少年ホーム条例（平成18年奥州市条例第158号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第10号

江刺伝統文化等保存伝習館条例の廃止について

江刺伝統文化等保存伝習館条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

建築後24年が経過し、近年の利用者が限定的かつ少数となっていることから、施設等の有効的な活用を図るため、江刺伝統文化等保存伝習館を廃止しようとするものである。

江刺伝統文化等保存伝習館条例を廃止する条例  
江刺伝統文化等保存伝習館条例（平成18年奥州市条例第213号）は、廃止する

。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第11号

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第13号）

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第13号）を別冊のとおり定める。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第12号

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第13号

令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第14号

令和2年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第15号

令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。  
。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第16号

令和2年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）

令和2年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第17号

令和2年度奥州市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和2年度奥州市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第18号

令和2年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）

令和2年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第1号

物損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

## 専決第20号

### 専 決 処 分 書

市道五位塚線における物損事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

#### 1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

#### 2 損害賠償の額

107,272円

#### 3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を100対0とし、奥州市は、相手方に対し損害額107,272円のうち107,272円全額を支払う。

#### 4 損害賠償の原因

令和2年9月8日午前9時50分頃、奥州市江刺岩谷堂字五位塚地内の市道五位塚線の道路維持作業中、隣接する駐車場に駐車中の相手方自動車に奥州市所有の建設機械（バックホウ）のバケット部分を接触させ、相手方車両左側ドア側面部を損傷させたことによる。

令和2年10月7日

奥州市長 小 沢 昌 記